

クラブ会員規約  
特定非営利活動法人ふくいスポーツクラブ

(適用)

第1条

- (1) 本規約は特定非営利活動法人ふくいスポーツクラブ(以下当法人)の会員に適用される。
- (2) クラブ会員は本規約を遵守する義務を負う。
- (3) 当法人は合理的な範囲・方法により、会員個別の承諾を得ることなく本規約を変更できる。

(入会資格)

第2条

- (1) 暴力団構成員、公序良俗に違反するもの、その他当法人が不相当と認めるものは入会することができない。
- (2) 18歳未満は保護者の同意が必要とする。

(入会手続)

第3条

- (1) 当法人の所定の入会手続を行うものとする。
- (2) 入会者が未成年者の場合、保護者は連帯して入会者本人と責任を負う。

(会費)

第4条

会員は別表1に定める年会費および参加料等を、当法人指定の方法により支払うものとする。  
一旦支払われた会費等は返金しない。

(会員資格の停止及び除名)

第5条

当法人はクラブ会員が次の各号に該当すると認めた場合、会員資格の停止、除名をすることができる。

- (1) 会費等を3ヶ月以上滞納した場合。
- (2) 当法人の規約に違反した場合。
- (3) 当法人の名誉、信用を毀損した場合。
- (4) 法令に違反する行為、公序良俗に反する場合。
- (5) その他当法人がふさわしくないと認めた場合。

(細則)

第6条

本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な細則は当法人が定めることとする。

(附則)

- 1 この規約は平成27年11月25日より施行する。
- 2 この規約は令和4年4月1日より変更し、施行する。